

公印省略

2医指第166号-2
令和2年6月9日

各医療機関の管理者 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器
を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて（再依頼）

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このことについて、令和2年4月20日付2医指第166号で、「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票（別添1）」及び「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票（別添2）」の提出をお願いしていたところです。

今般、厚生労働省から上記調査票（別添1）の、初診から電話等による診療等の実施について、電話を用いた場合は「1」、視覚の情報を含む情報通信手段を用いた場合は「2」と記入するよう変更の依頼がっております。

つきましては、御多忙のところ大変恐縮ですが、これまで別添1及び別添2の調査票を御提出いただきました医療機関及び対象となる医療機関におきましては、再度、調査票を下記の提出方法で御提出していただきますようお願いいたします。

記

1 医療機関において電話や情報通信機器を用いた診療等を実施した状況の調査について

初診から電話や情報通信機器を用いて診療を行った医療機関は、別添1「医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」に、実施した対応毎に必要な事項を記載し、毎月末までの対応について取りまとめの上、翌月の指定された日までに、御提出していただきますようお願いいたします。

また、すでに4月診療分を提出していただいている医療機関については、大変お手数おかけしますが、再度、新様式での提出をお願いいたします。

2 電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査について

電話や情報通信機器を用いた診療を行わない医療機関が新たに電話や情報通信機器を用いた診療を行う場合、又は電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関がその内容を変更した場合は、別添2「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」に必要な事項を記入の上、御提出していただきますようお願いいたします。

前回提出された回答内容から変更がない医療機関については、調査票を提出していただく必要はありません。

なお、厚生労働省のホームページ等で、電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の情報を公表するため、公表の希望の有無について記載してください。

※ 公表する医療機関の一覧については、順次更新されることとなっております。

3 提出期限

4月及び5月診療分：6月26日（金）

6月診療分：7月7日（火）

7月診療分：8月11日（火）

以降、厚生労働省の締切日（第2金曜日）の3日前とします。

4 提出先及び提出方法

福岡県保健医療介護部医療指導課医療指導係

メールアドレス：iryo@pref.fukuoka.lg.jp

F A X：092-643-3277（インターネットの接続環境を有しない場合）

5 留意点

(1) 患者のなりすましの防止や虚偽の申告による処方を防止する観点から、事務連絡1. (2) ウの措置を講じるとともに、虚偽の申告による処方が疑われる事例があった場合は、その旨を医療指導課に電話もしくはFAX（様式は任意）にて報告をお願いします。

(2) 各調査票を提出しないこと、及び上記2「電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査について」の調査に関しては公表しないことをもって、診療報酬関係において不利益が生じるものではないことを、厚生労働省に確認しています。

(3) 厚生労働省からの事務連絡及び提出様式については、福岡県ホームページ

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/20200410dennwajouhoutuusinnkiki.html>に掲載していますのでご活用ください。

（お問い合わせ）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県保健医療介護部医療指導課 担当：石橋

TEL：(092)643-3274 FAX：(092)643-3277

E-mail：iryo@pref.fukuoka.lg.jp